

令和4年度 第2回大磯町自治基本条例町民委員会 結果概要

○日 時 令和4年9月30日（金）16:00～17:40

○場 所 大磯町保健センター2階研修室

○出席者

（委 員）三浦委員長、兵頭副委員長、池田委員、白木委員、鈴木委員、高沢委員、土方委員、
深井委員

（事務局）参事兼町民課長、町民課担当職員

○傍聴者 5名

○会議記録

1. 議題

（1）自治基本条例の検証（課題や問題点）について

事務局より資料1のとおり説明を行い、次のとおり意見交換が行われた。

■これまでの皆さんの意見をまとめた資料について事務局から説明がありましたが、何か質問等
はありますか。【委員長】

■資料の「大磯町自治基本条例による町民を主体としてまちづくり」を見ていただきながらお話
していきたいと思います。大磯町のような小規模自治体を含めて、地方自治体の住民自治、住民
自治というのは、当該地方自治体の自治形成は住民自身が行う、そういう住民自治を実現するた
めの基本的な枠組みとして、憲法上、議会制民主主義、ないしは、代表制民主主義と規定されて
おります。この図で見ていただきますと、まずはまちづくりの主体である町民の皆さんが選挙に
よって大磯町の町長を選ぶ一方で、議員の選挙に関してもまちづくりの主体である住民の皆様が
直接選挙によって議員を選び、住民が選んだ議員によって構成される議会というものが形成され
るという枠組みになっています。まちづくりの主体である住民に選挙で選ばれたことによって、
民主的な議会の正当性と、主体である住民に選ばれた方々で議会が構成されるということで、民
主的な整合性を担保されています。この憲法上の枠組みが規定されている中で、今回の大磯町の
自治基本条例というものをどのように位置付けするべきなのかを今回皆さんでお話していこうと
思うのですが、理念条例としての自治基本条例というのは、私は非常に理念にかなっていると考
えています。例えば、町長が選挙によって住民に選ばれたということだけで何でもやっていいと
はなりません。町長は町政を代表するものとして町の行政を執行し、人材育成や積極的にまちづ
くりを推進します。町長が行政を執行するにあたって、理念条例に規定されていることをしっか
りと認識して町の行政を運営していくという意味において、自治基本条例は非常に有益なもの
であると考えます。一方、議員で構成される議会においても、議員は町民に選挙で選ばれた議員
です。記載されているとおり、町民の負託を受けた者であるとの自覚をもって行動しますと書いて
ありますが、議員、若しくは議員によって構成される議会も町のため、町民のために自分たちは
機能するものだという認識を持つにあたって、この自治基本条例はとても有益なものであると思
いますし、選挙によって町長や議員を選んだ町民に関しても、自分たちはまちづくりの主体であ
り、選挙によって選ぶ権利はあり、その権利の裏返しとして、自分たちは町長や議員を選んだま
ちづくりの主体である町民としての責務を同時に負っているということを認識するということ
にあたって、この自治基本条例の前編の「公共の心」という文言が入っていると思いますが、「公

共の心」をもってして、皆さんがいかに大磯町をより良くしていくか。決して、住民・町長・議会というのは対立するものではなく、もちろん議会が町長の行政執行を監視する機能も場合によっては必要で、それで均衡を保っているという側面はあると思いますが、根本的な部分においては、それぞれ住民の皆さんと、町長を中心とした町役場の皆さん、議員さんで構成される議会の皆さんが協力してより良いまちづくりを行っていく上で、この自治基本条例の理念を生かして今後機能するようにできればよいのではないかと考えております。【副委員長】

■この三者の関係性が緊張関係で運営されることが地方自治には相応しい、そういう意味で理念条例である自治基本条例の有用性でありますし、緊張関係というのが対立するということではなくて、目指すべきが協働であります。代表制民主主義というのが、住民が執行機関の長である町長を選ぶ、町長が住民から選ばれたということで、自らの意志でいろいろなことを口にする。そういうものにも一定の限度というものがあるって、住民の意思を確認しながら進めていくということが重要となってきます。そのような意味でも自治基本条例という理念が生きてくると思いますが。何か御質問はありますか。【委員長】

■選挙は町民参画となるのですか。【委員】

■選挙で町長や議員を選ぶことによって、住民の意思形成をその代表者によって行うというところで、言われたように参画であると考えられます。【副委員長】

■例えば、国の行政と、地方公共団体の長が担う地域における行政の二つの層があるわけです。つまり、国は日本全国を見渡した行政を行っているわけですが、地方は地方でその行政を行っているという二つの層があるわけです。御説明いただいた地方公共団体の三者関係でございますが、これは地方自治に特有の制度でして、国の制度に置き換えてみますと、地方の制度と国の制度がどう違うかは、地方自治法という法律があります。地方自治法の中に住民の直接請求権があり、例えば、具体的にこういう条例を作って欲しい、あるいは事務が適正に執行されているかどうかチェックしてもらいたい、町長さん、議員さんが実はとんでもないことをやっているのを罷免して欲しいという請求を住民が書面を集めて請求できる、この仕組みが国にはありません。内閣総理大臣、または国土交通大臣がとんでもないことをやっているから辞めさせろということを経験して決めるという仕組みは認められてないですし、具体的にこういう法律を作って欲しいということで書類を作成して国に提出したところで、事実上その書面は受け取るかもしれませんが、請求手続きに入るといったことはない。どうして地方の行政は特別な住民の意思を直接反映させる仕組みといたものが作られているのかということ、先ほどの住民自治というものが地方自治の上で非常に重要だということです。憲法92条「地方公共団体の組織及び運営に関する事項については、地方自治の本旨に基づいて法律でこれを定める。」、これは重要な規範です。これにより地方自治法が定められ、直接請求権ができているわけです。地方自治の本旨に基づいてというのが抽象的です。地方自治の本旨というのは何でしょうか。これはもう古くから学説で議論がありますが、スタンダードな考え方では団体自治と住民自治という二つの自治制度、これを車の両輪のようにうまく運営していくことが地方自治の本旨であります。では、団体自治とは何かということですが、これは先ほど国という組織があり、戦前の地方公共団体は国のサブ機関のような位置づけだったので。そのことの反省から、もう一度地方自治をしっかりと実現していくには、国から独立した法人格を持った地方公共団体という組織が必要であるということで、独立した団体を中心に地域の自治を運営していくことを団体自治といいます。大磯町はそうした

団体自治を備えた地方公共団体になり、国から独立し、神奈川県からも独立しているわけです。もう一つ大事なのが住民自治になるわけです。これが先ほど出てきました、自治の主体は住民である、住民がその地域において権利と義務を負いながら自治を実現していくという考え方になります。そうした意味で、住民の権利として、先ほど直接請求制度が法律で定められているわけです。他方で、憲法は同時に代表制民主制を前提とした地方自治の運営を想定しているわけです。ですから、そこは住民自治という考え方と、代表制民主主義という考え方、これは対立するものではないですが、住民自治を実現させたいために住民が直接議員を選び、執行機関の長も直接選びます。執行機関の長とは、国に置き換えると内閣総理大臣で、内閣総理大臣は国民が直接選ぶ仕組みではないです。にもかかわらず、地方公共団体は住民が直接選びます。いかに住民自治が実現されているかということです。そこを飛び越えて住民の意思を徹底して反映させようということで、たとえば住民投票をどう考えようという問題になってきますと、一方で議会制民主主義、代表制民主主義というものを法律、憲法で定めているという大きなしっかりとした枠組みがあるわけので、それと当然すり合わせていかなければならないという難しい問題が出てきます。例えば、住民投票と一口に言っても、細かい日常的な行政運営に住民投票をかけ、あるいは住民の意見をとにかく優先していくということが全体の公共福祉、全体の利益にとって相応しいとなっていくのかは大きな議論になってくるので、例えば、大磯町のこれからの将来を左右する徹底的な大きな出来事が起きたとき、よく住民投票が実施されるケースというのは、例えば、原子力発電所の設置誘致計画が明るみに出た時があります。町政において、町民の意見を二分するような大きな出来事、事項が起きた時に、住民投票を実施していくことになります。そのような時だとしても、住民投票で多数の意見が出たとして、その通りに町政を決定していくのかは、議会の見解を優先していくべきだという議論も当然出てくるわけです。ですから、国の憲法、法律の理念と、住民自治のせめぎ合いがあり、まずはできることをやっていきたいと思います。しっかりと考えていくのが重要ではないかと思っています。先ほど副委員長の方から話がありました、三者の協働関係をいかに大きな枠組みを壊すことなく、また、一方で住民重視の精神を反映させることができるか、実は難しい話をさせていただいているわけですが、前回の町民委員会の中では、そういう制約があったとしても、住民の意見を的確に取り入れる仕組みづくりをしっかりとやっていきたいと思います。ただ実施すればいいということではなく、意見の取り込み方をしっかりとやって欲しいところですが、当然取り込むことのできない意見も出てくるので、なぜ取り込めないのかという説明責任を町は果たしながら意見を聴取していくことがまずは重要ではないかということが前回までのお話であります。粗方出来ているところでございますので、これを発展させていくことや、どのように工夫して臨むかが重要になってくるのではないかなと思っています。今回は、例えば意見調整のあり方として、SNSを使っていくというようなニュアンスですが、御意見いただければと思います。【委員長】

■資料に町民アンケートの調査結果は出ています。聞き方の位置づけですけれども、自治基本条例を御存じですかという聞き方でしょうか。御存じという聞き方に対して、存在していることは「知っている」というものと、中身も逐条解説的なものやお知らせ等をしっかり見た上で内容をしっかり理解されているという意味で「知っている」というかのお話ですが、いかがでしょうか。【委員長】

■アンケートの質問内容がこのままの通りなので、「知っている」ということも人それぞれの解

積なので、条例を全部知っているのか、理念も全部わかっているのか、解釈までわかっているのか、法令までわかっているのか、この質問だけではわからないところがございます。【事務局】
■「知っている」、「聞いたことがある」ということで、「知っている」というのは、どこまでを知っている状態で、その方たちが何%なのかということですが、ちょっとわかりづらいかと思います。いずれにせよ、「聞いたことがある」が21.3%ですが、「知らない」という方は65.8%ということです。また、投票率等の推移ですが、条例と関係していると言えますか。自治基本条例が浸透していればですが、選挙権を行使して、町民の意見をしっかり反映させられるような議会ですとか、町長の政治姿勢が表れれば増えていいものですが、いかがですか。【委員長】

■資料の中で委員の意見にあったこともあり、投票率等の推移を参考として出ささせていただき、自治基本条例の施行日も入れて時系列で表しています。投票率に関係しているのかどうかは検証できないところですが、結果的に投票率が下がっているというデータとなっています。【事務局】

■町のSNSの現状で登録者数の結果が出ていますが、ライブビジョン5,187件、YouTubeチャンネル93人となっています。他の自治体でYouTubeチャンネルを設置しているところはあると思いますが、登録者数が大磯町と他の自治体と比べ、大磯町の93件が多いか少ないかといえば、そんなに多い数字とは考えづらいと思います。ライブビジョンとはどのようなものでしょうか。【委員長】

■スマートフォンアプリになります。町からのプッシュ型と言われるお知らせとなりまして、多く入るお知らせが、防災関係、子育て支援の関係、そのほかイベント情報です。なかなかこの活用が正直進んでいなかったのですが、今年度から各課がいろいろな情報を町民の方にお知らせする一つの手法としてしっかり活用した方がよいのではないかと各会議で話がありまして、町民課で申しますと、健康保険の関係について健診を受けましょうという御案内をさせていただきましたところ、思った以上の方からお知らせが来ましてと言っていただけの実績もありますので、今後については町からのお知らせや情報提供のツールとして有効ではないかという認識を持っています。【事務局】

■情報提供がないと参画は難しいというところはあります。先ほども出てきましたが、他市町の例で専門用語があつて理解もできずに意見もなかったという会議があつたことを聞きます。そのような点から、町民参画をしっかりと促していくためには、情報提供の仕組みをSNSで発信し続けることについては、前回の町民委員会と現在では相当状況が変わっているという感じはあります。しっかりと情報を発信し、意見聴取として自分の生活実感からしてこうであるとか、どのような問題点があるのかなど、町として気づかない意見を抽出していくことが重要な町民参画のあり方だと思います。SNSは、今回の町民委員会の中ではしっかり利用していきたいと思いますが、皆さんも何か御意見があればお願いします。【委員長】

■学校の代表で出席させていただき、自治基本条例について問われた時、立場上子どもたちにもどのように伝えていくかを考えていたのですが、なかなか小学生に伝えるのは厳しいと感じます。子どもたちがどのように参画するのかと考えたとき、中学生くらいにならないと町のことに参画するのは、例えばお祭りに参加するとかであれば、いろいろな子どもたちが参画できると思いますが、まちづくりになると、中学生になってようやく学校の授業か何かで議会制度や政治的なものを学ぶと関心が出てくるのではと思っています。学校現場では、中学校3年生の授業で習いま

すが、将来を見据えて子どもたちに幅広く、高校生、あるいは18歳になったときにまちづくりに参画できる、先ほど別の委員から質問があったように、選挙に参加することは参画する1つであるということを伝えていくことがまず1つだと思いました。それと、理念条例としての自治基本条例は問題ないと思っていますが、条例を知らないと言えないところが一番のポイントだと思いますので、様々な手段で耳にしたことがある、見たことがあるという人が増えていかなければいけないと思っています。やはり、幅広い年齢層がある中で同じ形では伝わらないのではないかと感じます。年齢層に応じた形を考えていく必要があります。それは役場の事務の方でお手数をおかけすることになると思いますが、今の若い世代から私共みたいな年齢の高い方に対する周知の方法は違うのではないかと考えています。【委員】

■地方自治というと堅苦しいですが、地域の自治のあり方という話は、中学生くらいになってようやく理解ができるのかなというのがあります。学習指導要領の考え方ですと難しいと思いますが、自治基本条例の話をして30分くらいの授業の中でやっていただけたらありがたいと思います。これは教育課程でありますので簡単にはいかないと思いますが、海外でも同じかと思いますが、地域のローカルルールみたいなものをしっかり中学生くらいの年齢から植え付けていくことをやっている国もあると思いますし、良いことだと思います。一方で、伝達手段のあり方でお尋ねしたいのですが、今保護者の方々に御連絡させていただく方法として、電話連絡以外で、SNS等を発信することは行っていますか。【委員長】

■昔は紙で伝えるのがベースとなっていました。今はSNSを通じて伝える方がタイムリーでダイレクトに伝わるということで、学校からのお知らせについては、基本、紙媒体とSNSで、通常2手段あります。今後は紙を一切止めてSNSだけにしようとして学校では動いています。【委員】

■中学校連絡用の特別なアプリなどはありますか。【委員長】

■無料メール配信システムを導入して使っているのが現状です。マチコミメールというフリーメールですが、それを保護者で登録していただき、基本的にお知らせは全部それで行います。また、本校はホームページを併用しており、いろいろな手段を使うことはよいのですが、紙よりそのようなダイレクトに伝わる方がありがたいですし、アンケート等もすべて紙ではなく、グーグルホームを使ったアプリにシフトチェンジしています。そのため、提出期限が過ぎているのに提出されていないなどを催促することなく保護者から連絡が来ますので、子どもが提出してなくてごめんなさいなど、遅れて提出物を出すことも減りつつあります。今の時代、本当に便利になったと思います。【委員】

■中学生の保護者は、40代・50代でSNS世代になるとは思いますが、一方でそのような方法が取れない方については、SNSに特化することは中々難しいかもしれませんが、切り替えはできると思います。大磯町は今マチコミメールという話が出ましたが、先ほどのライブビジョンと同じ位置づけですか。【委員長】

■マチコミメールとライブビジョンは別です。マチコミメールは、学校と教育委員会で保護者に配信をしているサービスです。ライブビジョンは、スマートフォン向けのコミュニケーションアプリで、役場と町民などの登録者を結ぶものです。【事務局】

■先日の台風の時、小学校でマチコミメールが送られたとのことでアクセスしようとしたが、大勢が殺到して繋がらなかったという事例がありました。繋がらなかった時の対処法を考えていた

だきたいという声が保護者から聞こえてきました。【委員】

■町からの情報提供、また、町民の情報収集の一つのツールであるマチコミメールですが、かなりの規模の台風ということで、システムのパンクがあったと聞いています。その反省点で、ライフビジョン、あるいはその他の情報の発信が充実しなければいけない、あるいは平行してやらなければならないということの意見は役場内から出ていました。この件の改善が自治基本条例の情報発信という概念に繋がっていけばよいと思っています。【事務局】

■サーバーがパンクして、メール発信はしたが受け取れないという状態がしばらく続いてしまったので、小学校は2時間遅れの登校時間の変更が保護者に伝わらず苦勞しました。そこで、防災行政無線でお伝えしたのですが、風などでなかなか聞き取れなかった部分もあったので、改善しなければいけないと学校では考えています。本校はホームページも併用していますが、この便利な反面、止まってしまうこともあり、例えば、KDDI、ソフトバンクでシステム障害が起こってしまいましたが、便利な機械も使えなくなってしまいます。学校ですと、大きな災害が発生した時の連絡手段としてホームページが本当に使えるのか、今考えているところです。なかなかいい手段が今のところ見つかっていない状況で、1つの手段だけではなく、2つ、3つと手段を用意すべきだということに進んでいますので、それがライフビジョンになるのか、まだわかりません。【委員】

■情報提供のあり方ですが、様々な情報伝達手段としてSNSが中心になりつつあるのですが、SNSが機能するかということを考えつつも、日常的な行政の情報を適宜提供していくということは、ライフビジョンやYouTubeなどが有用ではないかと思いますが、問題は登録者数をいかに増やすか、いかに知ってもらうかです。自治基本条例の存在も知ってもらうことが前提ですけど、これは地道にやっついていかざるを得ないし、我々の中でこういうことをすれば登録者数も増えていくのではないかとことを町民委員会で具体的な案件を示すというのは難しいかもしれませんが、検討していただくことに尽きることで、委員会で答申の一部にさせていただきたいと思います。【委員長】

■YouTubeですが、今朝見たときは120名の登録でした。YouTubeを見ても町長のお話がほとんどなので、もう少し魅力的で大磯ならではのことがあれば知りたいです。【委員】

■YouTubeの登録と動画ですが、まだ始めたばかりなので動画が役場の各課であり出していない状況です。町民課では5月に市民活動における町民活動推進補助金の審査会の実施結果をYouTubeで出しました。どのくらい視聴されたか確認したところ、200回くらいの再生でした。それが多いのか少ないのかが分かりませんが、これから使っていかなければならないと感じています。【事務局】

■情報提供のシステムとして非常に重要でして、町民参画で住民の意見を聞くにしても、これまでの町政の経緯を分かっている方と分かっていない方とでは、出される意見も変わってくると思いますので、情報提供にしっかりと努めることです。町民の100%は期待できませんが、SNSという手法が出てきたわけですから、それをしっかり生かすために工夫を是非検討していただきたいと思います。今日の資料で、町民の責務や議会、議員の責務、町の責務における各取り組みと課題ですが、この辺りはいかがでしょうか。何か今後検討する問題点などありましたら意見を聞きたいと思います。【委員長】

■先ほど委員長、副委員長から自治基本条例の仕組みをいろいろと御説明いただいてありがとう

ございます。確かに私共何回か集まりまして少しずつ理解して参りました。その中で1年前ですか、条例のポイントで町民には知る権利がある、参画する権利がある、情報の提供が必要である、議会・行政は町民参画に努めなければならないというお話で、一応私も理解させていただきました。そして考えますと、大磯町というのは人が基本で、その人がどのように行動し、どのような共感を持って住むか、大磯の湘南ブランドの発展と慣例と併せて、自治基本条例がより高度になっていくと非常によろしいのではないかと思います。良いかたちで町に提言できればと思います。【委員】

■大磯の町の魅力も打ち出しながら、今後のまちづくりを議会、町、町民の方も大磯ブランドというものを大切にして推進していき、それが市民運動にもつながってくることで自治基本条例の理念にもたどり着くといったことでしょうか。それぞれの責務の関係については、副委員長からも御説明していただいています。住民には権利があり、町と議会については、町民の意見を受け、しっかりとその責務を果たしていくべき、それが代表制民主主義を機能させるための考え方です。それをしっかりと機能させるための自治基本条例は理念条例ではあるけれど、単に理念だけではなくて、議会と町を拘束します。ただ、個人の利益だけを追求していくのではなくて、自治基本条例の理念である住民中心の町政の執行を常に心がける法則をこの条例では載せ、それぞれの責務を確認しながらまちづくりを進めていくこと、先ほどにも通じる話ですが、それぞれが責務を果たしていく上で、情報発信と意見聴取のあり方については、検討の余地があるのではないかと思います。意見のまとめについての御感想、御意見ありましたらお願いします。【委員長】

■コロナ禍でなかなか事業が出来なかったこともあると思いますが、以前は子ども議会というものがあまして、小学生、中学生の子どもたちが議場に入らせていただいて、議会の仕組みを学ぶような機会があり、町長さんや教育長さんが学校を訪問して学校の生徒代表と会って話をするという機会をいただいていた気がします。子どもたちが町のことを身近に感じる良い機会だったと思いますので、子どもたちのことを考えると身近だなあと思える機会ではありますので、出来るのかどうか分からないですが、そういう機会を設けていただくと良いかもしれません。以前、町長が来て子どもたちと話したときに、生徒会の子どもたちが「町長が来た」という感覚になっていました。それは大切ことかなと私は肌で感じましたので、そのような事も一つ繋がっていけばよいかなと思います。【委員】

■具体的に教育の中に取り込んでいくことがとても大事で、私も中学生の時に子ども議会の機会がありまして、市長役を仰せつかって強権的な施策を展開して批判をされました。そんな経験があります。実際、子ども議会という機会を提供していくことが重要かと思います。そのような教育の機会についても町として御対応いただいているとは思いますが、教育のプログラムとして学校に提供していけないか、また、自治基本条例があって、町民参画という基本的な考えにおいてそれぞれの責務を確認しながら共有していくということ、その仕組みについては説明するだけでは難しいと思います。実践的な機会を小中学校の生徒会で学ぶような機会があれば良いなと感じた次第であります。【委員長】

■先ほどからの情報発信ですが、世の中のデジタル化は避けられない。先ほど学校の伝達に使われていること、そのように即座にやるのが一番良い方法だと思います。ところが、高齢者が人口の30%以上で高齢化社会になりました。その方たちが段々メールなど、例えば、すし屋に行け

ばタブレットを渡されて注文するとか、キャッシュレスとか、高齢者にはちょっと住みづらい。その上で情報発信において、データ化は当たり前だと思いますが、高齢者にも配慮した仕組みをお願いしたいと思います。また、自治基本条例は町民と町のキャッチボールだと思いますので、ぜひ町でいろいろな意味で情報発信してもらって、高齢者にも優しい情報発信をしていただいで、キャッチボールが出来るような形にさせていただき、この自治基本条例もスムーズにできたらと私は思います。【委員】

■ SNS の使い方の中で年齢的な使い方の面もあるので、同時にお考えいただければと思います。ほかにいかがでしょうか。【委員長】

■ 選挙の投票率が非常に悪いということで、年齢別の投票率はわかりますか。私は普通の生活をしていて、週に何日かは仕事に行き、土曜日、日曜日は地域のボランティアですとか、他の団体のボランティアとかで結構忙しい思いをしています。ただ、若い方については、子育てや自分たちの生活で精いっぱいだろうなと思います。また、自治会活動をしていても、そのように見えてきます。ただ、そのような方々に自治基本条例を分かっていた上で協力をさせていただくという話をさっき話されましたが、発信の方法が一番大事かなと思います。一点お聞きしたいのは、何か施策をする時に委員会で集まって意見をとることは良いのですが、パブリックコメントで町内から町民の意見を聞くと、それが例えば50件、100件と多くなった場合、職員の仕事がとても大変になるのではないかなと思います。【委員】

■ 選挙関係の話が出ましたが、私達ではすぐにお答えできない状況なのかなと思いますが、住民の権利の問題ですから、住民の方に町政に参加する権利をしっかりと意識づけ、選挙を意識することが必要かなと思いますが、もう一方でパブリックコメントの対応が限られた時間の中で行わなければならないと、パブリックコメントの機会が増えていくと、業務の過多が現実的にあるという声はアンケートの中にも出てきていたと思いますがいかがでしょうか。【委員長】

■ 町民課で昨年度に交通安全計画を作りましたが、交通安全関係団体の方と作成して出来上がった案についてパブリックコメントを実施したのが直近でございます。件数は2件ほどでしたが、もし50件ほどあったとなると、その50件のそれぞれの意見を反映するかしないか、また、反映しないのであればその理由について、国と県及び町の交通安全の状況、警察の状況などを確認して回答を作ることになるかなと思います。それが2件から50件になると、1週間程度の業務時間ではできないと感じているところです。また、50件くらい来たということは、何か不手際があったのではないかなと感じてしまうところもあるかなと思います。【事務局】

■ パブリックコメントにしてもバラツキもあり、関心の強い事案は慎重に御対応される必要があると思います。【委員長】

■ 先ほどの町民アンケートですが、自治基本条例はほとんどの方がまだ認知されておらず、自治基本条例を皆さんが承知しているなんてあり得ないかなと思います。特にそこまで望むようなものではないのではないかなと思います。ただ、地方自治体は間接民主主義ですから、町民と議会と町長と行政、それと私は付け加えて県と国を入れて、全体が三位一体で民主主義を確立していくことだと思います。前回、町民参画にあまりにフォーカスし過ぎて、基本理念からかなり逸脱した議論をしているのではないかなと感じましたが、それぞれの分野に持てる力を存分に発揮できる土台の役割を求めているのではないかなと思います。そのため、民主主義で議論している根幹には自治基本条例がベースにあるということを知らしめること、中身を知ってくれという

のではなくて、また、議論してくれというのではなくて、ベースには自治基本条例があるということとその都度町民の方に知らしめるということが大事ではないかというのが感想です。【委員】

■自治基本条例の中で基礎自治体という言葉が出てきます。条例の定義3条2項です。基礎自治体としての大磯町と、先ほどお示ししてきた県という広域自治体にはそれぞれの役割があり、同じ地方公共団体ですが、都道府県、市町村というのは役割がそれぞれ違います。さらに、国という存在ですが、国というのは地方と役割や仕組みも違うというお話もしましたが、国というのは大きな原理があり、国という大きな話以前に地域で住民自治をしっかり伝えていくことが重要で、そういう意味でも基礎自治体としての大磯町の行政運営について、その基本を定めた自治基本条例をしっかり見つめることです。県・国にも役割があり、大磯町の自治の位置づけを確認しながら、自治基本条例というものに基づいた地方自治を実行していくことです。実行のポイントは、このような言論の機会を設けて、自治基本条例とは何かを再確認しながら町政が運営できているかということを確認していくことが重要です。皆様からお一人ずつ御意見をいただきましたが、ほかに何かありますか。【委員長】

■町民委員会は自治基本条例の改正まで検討できる委員会ですが、我々の改正の内容が通るかどうかわかりませんが、必要があれば改正を求めることもできます。これまで勉強会を通じて今日の議論をもちましても条例改正の必要性はないと思いますし、逐条解説についても何か特段修正をすることは必要ないかと思います。ただ、情報発信の在り方や意見の取り方については、前回、答申を受けての町の基本方針がありますので、その方針を含め、前回の町民委員会よりも踏み込んだ答申とすることが必要になってくると思います。三者の責務を果たしていくために必要なこととして、条例の啓発、自治基本条例というものが存在するということを町民の方々の理解をいただくことが必要です。具体的にはSNSの活用等により町政を発信していくということです。このようなことを前提として、皆様からの忌憚のない御意見を本日いただきましたが、それを答申書に記載していきたいと思います。その内容については、今ここで具体的にお示しするわけにはいきませんので、少しお時間をいただいて私からも提案させていただきたいと思います。そこで、自治基本条例第29条における町民委員会を設置して町民の意見を聴取し、反映する町民委員会の答申という形で進めていきたいと思います。以上でございますが、次回、本日御意見いただいたところで答申案を示し、御意見が出てくるということもありますが、原案を出させていただきます。全体として何か御意見ございますか。【委員長】

■御意見はないようですので、皆さん本日は御意見ありがとうございました。答申を作成するにあたって、町では啓発方法としてSNSを使った情報発信を検討しているとのことですが、自治基本条例があって三者の関係等があり、それぞれ責務を果たしていくため、情報の提供や発信が重要なと思います。そこを中心に答申に記載していきたいと思います。いずれにしても、答申については次回検討していきたいと思います。【委員長】

2. その他

事務局から本日の会議録や次回の町民委員会の資料となる答申書案の作成についての御協力をお願いなどの事務連絡を行った。

以上